

壱岐市農業委員会定例会（平成29年8月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年8月25日（金） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 ……番 ……委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 ……番 ……委員 ……番 ……委員
  - 第2. 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第46号 平成29年度農用地地用集積計画について（第3回）
7. その他

---

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、只今から平成29年8月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 ……委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、これより議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は全て個人ですので

農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、贈与・売買ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

28番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触字・・・・・・ 田 1, 076㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が10, 500㎡ 畑が1, 116㎡ 計11, 616㎡です。

申請理由、譲渡人、耕作が困難な為、譲渡する。

譲受人、譲り受けて耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、野菜です。農機具はトラクター、田植機、軽トラです。稲刈は委託をされてあります。農作業歴は本人が20年、父30年です。通作距離は200mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8月22日に・・委員さん、譲渡人立ち会いの下、現地確認を行なっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

・・でございます。22日に事務局と・・さん立ち会いの下、現地を確認いたしました。・・さんの方は仕事の関係で来れないという事でしたが、その中で・・さんと・・さんというのは、・・さんの母親の実家が・・さんと

いう事で、お嫁入りの時に持参金代わりに親からもらったというような事があります。自分がまだ呆けないうちにきちっとしておいた方が良いでしょうという事で、実家に戻すという形になろうかと思えますけれども、そういう処理をしたいという事で、現地は・・の自宅から目の前にありまして、外にも水稻を作っていますし、飼料作物等を作っても・・君の方もまた、従弟になりますので、そちらの方に供給をしているようでございますので、何ら問題はなかろうかと思えますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

どうぞ、皆さん方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第43号28番は決定いたします。続きまして29番の説明を求めます。

事務局

はい、29番 土地の所在、

芦辺町箱崎中山触字干拓・・・・・・ 田 3, 186㎡

同じく・・・・・・ 田 1, 796㎡

同じく・・・・・・ 田 532㎡

計 3筆で5, 514㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が22, 190㎡ 畑が9, 001㎡ 計31, 191㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人の要望により売却する。

譲受人、自宅近くの農地の為、購入し経営規模拡大を行う。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、田植機、軽トラックです。稲刈は委託をされてあります。農作業暦は本人が44年、妻36年、子15年です。通作距離は200mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで、2577番は譲受人が飼料を作付けてあり、2588番と2589番は借受人がタバコを作付けてありましたが、購入後は飼料を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8月22日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行なっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 すいません遅れて来まして、今説明があったとおりでございます。何も別にありませんけど、後継者も2人おられますし、まったくしくりもありませんし、素晴らしい場所です。お金があれば私も欲しい位の土地でございます。皆さんご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第43号29番も決定いたします。続きまして、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在

郷ノ浦町東触字上郡・・・・・・・・畑 365㎡

転用目的 住宅用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 来年、壱岐に帰郷する為、申請地に居宅を新築したいので申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。8月21日に・・・委員さんと申請人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 ・・・・・・・・担当の・・・です。事務局の説明の通り8月21日に現地確認を申請人のお母さんと事務局と私で立ち会って参りました。福岡から戻られて自宅の前の畑の一部を使いまして、家を建てたいという事でございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第44号は、意見を付して進達いたします。続きまして議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

12番 土地の所在

郷ノ浦町大原触字永松・・・・・・ 畑 1, 246 m<sup>2</sup>

譲渡人、・・・・・・

郷ノ浦町大原触字永松・・・・・・ 畑 789 m<sup>2</sup>

同じく・・・・・・ 畑 82 m<sup>2</sup>

譲渡人、・・・・・・

計 3筆で2, 117 m<sup>2</sup>

転用目的 植林用地

譲受人、・・・・・・

申請理由 販売用サカキの遮光の為、申請地にヒノキを植栽したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。8月22日に・・委員さんと・・さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。事務局の説明のとおり8月22日に譲渡人の・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。・・さんの家の前の農地で、サカキの遮光のためにヒノキ植栽したいという事で確認を行いました。今年・・さんの奥さんが亡くられてあります。神道という事で、サカキを植栽されるものだと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号12番は意見を付して進達いたします。

続きまして13番の説明を求めます。

事務局 はい、13番 土地の所在

勝本町西戸触字西戸・・・・・・ 畑 14 m<sup>2</sup>

同じく・・・・・・ 畑 587 m<sup>2</sup>

計 2筆で601 m<sup>2</sup>

転用目的 住宅用地及び通路 面積が一般住宅の上限500 m<sup>2</sup>を超えておりますが、申請地は通路が127.77 m<sup>2</sup>ありまして、これらを除きますと宅地としての有効面積は473.23 m<sup>2</sup>となっております。

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 現在の住まいが狭隘であるため、申請地を買い受け、新築建物の敷地並びに通路として使用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農用地区域除外は平成29年6月29日に県の同意を得

て完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。壱岐市農業振興地域整備計画変更（除外）の折、委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 担当のです。只今、事務局の方から説明がありました通りです。4月の折に現地の立ち会いをしまして、また、先日電話で確認しました所、計画変更は無いと言う事で、何ら問題は無いかと思っておりますので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号13番も意見を付して進達いたします。続きまして14番の説明を求めます。

事務局 はい、14番 土地の所在

石田町池田東触字苜ノ木・・・・田 831㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、・・・・

譲受人、・・・・

申請理由 申請地を駐車場として整備し、近隣にある自動車整備等を行う会社に賃貸したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。8月21日委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 地区担当のです。説明がありましたように21日に現地を確認しました。譲受人は自動車の販売整備を行っておりますが、既存の駐車場が狭くなったので、お父さんの農地を譲り受けて、会社に駐車場として貸すということでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号14番も意見を付して進達いたします。続きまして、15番の説明を求めます。

事務局

はい、15番 土地の所在

石田町池田西触字二ノ官・・・・・・ 畑 152㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 申請地に隣接する土地に日本酒の蔵を新設する予定であり、予定地の敷地内だけでは従業員の駐車スペースが確保出来ない。そのため申請地を従業員用駐車場として利用するため申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。8月21日・委員さんと代表取締役の弟さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

21日に現地を確認いたしました。譲受人は壱岐に日本酒の蔵を新設したいという事で、いろんな場所を検討されたようですが、この度、・・の土地を譲り受けて新設の話がまとまったようではありますが、職員の駐車場が足りないので、申請地を駐車場として利用したいという事があります。ご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号の15番も意見を付して進達いたします。続きまして、議案第46号「平成29年度農用地利用集積計画の承認について(第3回)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第46号「平成29年度農用地利用集積計画の承認について」、今年度3回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は50件、借手が23人、貸手が48人です。田が168筆で147,539㎡、畑が28筆で31,912㎡、合計が196筆の179,451㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、21頁から27頁に掲載しております。よろしくお願いたします。

議長

はい、以上の説明でございますけど、皆様方の署名、押印を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号も決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。